

京都市告示第 564号

京都市会計規則第 27 条第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日京都市告示第 6 号の一部を次のように改めます。

令和 7 年 12 月 22 日

京都市長 松井 孝治

宿泊税更正・決定・加算金額の決定通知書を次のように改める。

指 定 番 号		地方税法第 条第 項の規定により、 下記のとおり 更正・決定 したので、 加算金額を決定 します。 年 月 日 京都市長 印				
特別 徵 收 義 務 者	様					
	更正・決定等の理由					
区 分		更 正 ・ 決 定 の 額			既に納入の 確 定 し た 宿 泊 税 額 円	差 引 増 減 額 円
		宿 泊 数	税 率	税 額 円		
年 月 分						
小 計						
この通知により納入すべき宿泊税額 ①						
加 算 金 額	区 分		基 础 と な る 税 額	算 定 率	加 算 金 額	
	過 少 申 告 加 算 金 額		通 常 分	円 /100	円	
			加 重 分	/100		
	不 申 告 加 算 金 額		通 常 分	/100		
			加 重 分	/100		
	重 加 算 金 額			/100		
	納 入 す べ き 加 算 金 額 ②					
不 足 税 額 に 対 す る 延 滞 金	③	京都市宿泊税条例第12条第1項の申告納入期限(以下「納期限」といいます。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 パーセント(納期限の翌日から指定納期限までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 パーセント)の割合(年 月 日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年 パーセントの割合に満たない場合は、年 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合、年 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 パーセントの割合を超える場合には、年 パーセントの割合))で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 なお、指定納期限までの延滞金は、				
この通知により納入すべき額		①+②+③	指 定 納 期 限	年 月 日		

注 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

備考

- この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 「不足税額に対する延滞金」欄及び「注」欄については、更正・決定については記載するが、加算金額の決定については記載しない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)